

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第67号)(都市計画局建築指導部建築指導課)

既存建築物の利用，活用の促進に対応するとともに，建築計画の周知の合理化を図ることにより，安全で快適な住環境の保全及び形成を更に促進するため，次のとおり改正することとしました。

- 1 近隣住民のうち道路，水路等の用に供する土地その他市長が中高層建築物等の建築等により住環境を害されるおそれがないと認める土地の所有者等に対しては，建築計画の説明を不要とします。
- 2 中高層建築物等の建築等の定義を明確化します。

この条例は，平成30年3月29日から施行することとしました。

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第67号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「建築基準法施行令」の右に「(以下「令」という。)」を加え、同条第2項第7号を次のように改める。

- (7) 中高層建築物等の建築等 中高層建築物等の建築, 建築物(大規模建築物を除く。)の用途の変更(当該用途の変更が令第137条の18に規定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。以下この号において同じ。)をして特定共同住宅若しくは特定特殊建築物にすること又は大規模建築物の用途の変更をして特殊建築物(法第6条第1項第1号に該当するものに限る。)にすることをいう。

第12条第1項中「近隣住民」の右に「(道路, 水路等の用に供する土地その他市長が中高層建築物等の建築等により住環境を害されるおそれがないと認める土地の所有者等を除く。第4項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)